

三井不動産株式会社
代表取締役 植田 俊 様

神戸市長 久 元 喜 造

大規模小売店舗の届出に係る意見について（通知）

令和5年12月25日付で大規模小売店舗立地法（平成10年度法律第91号）第5条第1項による新設の届出のあった下記の大規模小売店舗については、同法第8条第4項の規定により、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び神戸市大規模小売店舗立地法運用要綱第17条を勘案したところ、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので通知します。

ただし、以下の事項について要請します。

- ・ 国道交差点の渋滞緩和対策や、隔地駐車場の確保等の自動車交通量の抑制分散対策を確実に実行するとともに、周辺道路や駐車場の混雑状況のリアルタイムの周知等をはじめとした適宜適切な情報発信、交通誘導員の配置等、国道や周辺交通への影響抑制対策について万全を期すこと。
- ・ 開業後の周辺交通処理について常に状況を把握するとともに、問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、地域の一員としての自覚のもと誠意を持って対応し、速やかに必要な対策を講じること。

なお、同法第8条第5項の規定により、この通知の日をもって、同法第5条第4項の規定は適用されないこととなります。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三井アウトレットパークマリンピア神戸建替計画
神戸市垂水区海岸通 2169 番 1 ほか

2. 参 考

神戸市大規模小売店舗等立地審議会による本件に係る意見具申（写し）を、別紙のとおり添付します。